

リビアの産業基盤（インフラストラクチャー）の現状

2013年6月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPから提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP
Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
E-mail： mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

リビアの産業基盤（インフラストラクチャー）の現状

リビアは依然として容易に仕事ができる市場ではありません。治安状況は引き続き不安定であり、政府は、国民が安全に生活できる環境を確保するために主注力しています。新国民会議もまた、憲法問題に多くの時間を割き、閣僚および各局長が、公平かつ透明なかたちで国を前進させる指導力と資格があることを確実にするよう努めています。

これら重大な課題が最優先であり、新たな産業基盤の計画、構築および実施を進める段階には、まだ至っていません。しかし、インフラストラクチャーのコンサルタント、開発者、請負業者は、リビアにおける将来のビジネスチャンスに注目し続けるべきです。今後、治安状況が次第に改善されれば、すべての産業部門において多大なチャンスが訪れることが期待されます。もちろん原油および天然ガスが主要産業ですが、教育、医療、公益事業、住宅、ITなどもすべてリビアに必要な産業であることは確実です。

再生可能エネルギー

トリポリの電力・再生可能エネルギー省は、近ごろ、太陽光をエネルギー源として注目し、2015年までに国内需要の3%を、2020年までに20%を再生可能エネルギーによって供給する計画を発表しました。リビアでの太陽放射レベルは世界で第2位と高く、また、風力発電に適した平均風速の高い地域も数箇所あります。2013年1月、リビア南部のオバリに650M/Wの太陽光発電所を建設する計画を事務次官が発表したことから、政府が自然エネルギーの利用を促進していることが裏付けられます。

さらに、2013年4月、エネルギー省は、二つの太陽光発電所の建設のための入札を準備中であることを明らかにしました。

その他、リビア政府がこれまでに発表した再生可能エネルギーの利用計画は以下のとおりです：

- ・ 年間発電量 40,000 戸分の地熱発電所

- デルナ (Dernah)、アル・マクルン (Maqrun)、エムスラタ (Emslatah)、タルフーナ (Tarhunah)、アサバ (Asaba)、ガロ (Gallo)、アルマサーラ (Almassara)、アルコフラ (Alkofra)、タザルボ (Tazarbo)、アルジュフラ (Aljufra)、ガート (Ghatt)、アシュワイレフ (Ashwairef) および、セブハ (Sebha) に風力発電所を建設
- セブハの太陽光発電所での100MW発電、ガダミス (Ghadames) での50MW発電、シャハト (Shahat) での15MW発電の実行可能性調査

従来型の電力

リビアでは電力不足が続いており、国が成長し発展が進むにつれ、限られた発電量はさらに深刻な問題となるでしょう。送電線によるエジプトおよびチュニジアからの電力輸入は一時的な解決策となり得ますが、今後、リビアに新たな発電所を建設することが必要不可欠です。今のところ、新発電所の建設は、海外の請負業者からの入札による従来の調達方法での事業となるのは、ほぼ間違いのないでしょう。しかし、将来的には、**Built-Own-Transfer**（民間施設が建設、所有、事業期間終了後、所有権を公共に移転する）方式で独立電力事業への移行が検討されています。この事業方式は革命前にも検討されていましたが、金融機関が適切な保証契約を結ぶことを可能にするなど、現行の法的枠組みにさまざまな法改正が加えられない限り、ストラクチャード・ファイナンスに基づく事業の遂行は困難なものとなることが予想されます。

医療制度

現在、十分な資金のある者は、医療サービスを受けるために海外に行くのが通常です。リビアの医療制度は革命前から劣悪でしたが、革命後は全く機能していません。最大の問題は、地域の診療所や病院などの一次医療施設の不足です。リビアの人口650万人に対し、これら医療施設の数はいずれも1,500に満たない状況です。また、リビアの医療従事者の多くは外国人で、革命中、そのほとんどが帰国し、その後リビアに戻っていません。

国内の医療サービスが不足しているため、現在、何万人ものリビア人が海外で治療を受けており、リビア政府は毎日、何百万ドルもの医療費を負担しています。また、革命後の混乱に紛れ、多くの人々が、監督官庁の定める指針やガイドランスに違反し、制度を乱用し、海外に出向き、高額な治療を受けています。

そのため、医療施設を新たに建設し、それら施設を適切に運営し、リビア国民が必要とする十分な医療サービスを提供できるよう医療従事者を教育することが政府にとって急務です。国際的な医療事業者にとり短期にビジネスチャンスが見込まれる分野としては、一次医療施設を（PPP方式で）建設、運営し、試験施設や放射線施設を国に提供することがあります。

これらの取り組みを進めるためには、多様で複雑な行政手続き、不明確なガイドラインを監督官庁が明確にする必要があります。特に政府は、民間診療所に与えられた認可は、正当な理由に基づき適切な手続きを踏まない限り取り消されないことを投資家に保証する必要があります。現在、多くの個人投資家は、新たな施設の設立のために多くの時間と資金を費やした後、認可が取り消される危険性を恐れ、施設の建設に踏み切れない状況にあります。

明るい材料としては、民間医療保険市場に成長の兆しがみられる点です。同種保険への加入者の増加は、民間医療施設の需要増へとつながり、投資家の参画を促すでしょう。

通信産業

通信産業における主要企業は、Genera Posts and Telecommunications社（GPTC）とLibya Posts, Telecommunications & Information社（LPTIC）の2社です。これらはいずれも国営企業であり、電気通信やインターネット・プロバイダー市場において、これまでに民間企業の参画はありません。政府は、革命前から民間専門家の取り入れを匂わせていましたが、現在、積極的にその方法の選択肢を検討中です。

2013年4月、リビア通信情報省が、現在の法規に変わる新電気通信法案を作成するために、同省および外部の法律家、専門家による委員会を任命したとの発表がありました。

新法案の目的は以下のとおりです：

- ・ 独立した電気通信監督機関を設け、条項により同機関の役割および権限を明確に定める。
- ・ 電気通信市場における競争を促進し、保護する。
- ・ 全国の利用者に安価で最高水準のサービスを提供することを確実にする。
- ・ リビアの民間企業の国内における電気通信サービスの構築および開発への参画を促進する。

リビア電気通信市場への民間企業の参入が、国際企業に新たな事業認可を与え、現存する国営通信会社LibyanaとAl Madarを民間企業に売却することによって実現するのか、それとも、これら国営通信会社の再構築および近代化を行う経営契約を国際企業と結ぶことによるのか、まだ定かではありません。政府がいずれの方法を選ぼうとも、同産業に民間企業が参画する機会が訪れるのは確実なようです。

またリビアは、8.3kHzから275GHzまでの周波数レンジに対応する全国周波数案を推進中であり、2013年5月半ばまでに実行される予定です。

廃棄物処理

経済成長に伴う人口の急増、消費者の購買習慣の変化、輸送問題、環境問題の結果、リビアに発生する廃棄物量が著しく増加し、現在、それら廃棄物は、都市の入り口、主要道路、住宅地域など全国に山積みになっています。これら廃棄物には、家庭ごみ、建設廃材、工業廃棄物、農業廃棄物、医療廃棄物、放射性廃棄物などが含まれます。

現在、〈1〉ごみの回収、輸送、処理に必要な機械・機材および〈2〉廃棄物管理の資格を持った技術者が不足しているため、廃棄物は効果的に管理されておらず、リビアの社会と経済に深刻な悪影響をおよぼしつつあります。

2012年7月、リビア政府は、期間を10年間とする全国のごみ回収・管理の

Build-Own-Transferベースによる事業の入札を実施したことが明らかになりました。また政府は、危険廃棄物および無害廃棄物の埋め立て工事の事前資格審査基準を発表しました。今年に入り、これまでに内閣総理大臣は、リビアの廃棄物問題が深刻化していることを認め、地元企業が廃棄物処理事業を遂行できない場合、国際企業に入札を求める旨、明らかにしました。

金融

リビアの金融産業は、リビア中央銀行が監督し、商業銀行の認定および監視、信用取引および金利の規制を担っています。また中央銀行は、リビアにおける金融資産の大部分の主要株主でもあります。金融機関の民営化が進む一方、金融機関の多くがいまだ政府の管理下にあります。リビアには全17行の商業銀行がありますが、金融産業は国営の3行を含む四つの主要銀行（Gumhouria、Sahara、Wahda and National Commercial Bank）に独占されています。全金融資産の90%がこれら四銀行で占められています。

将来の展望は楽観視されているものの、実際にはリビアは非常に運営の難しい市場です。2012～2013年の国際競争力レポートによると、リビアは金融産業の発展において144カ国中140位にランクされており、ビジネス阻害要因として、資金調達に政治的腐敗、非効率的な政府官僚制度に次ぐ、3位にあげられています。明確な規制体系が確立され、商業銀行の産業基盤の改革が行なわれない限り、これらの問題は経済成長の妨げであり続けるでしょう。

金融産業は、新たなICTシステムの導入、新商品およびサービスの開発、営業および市場調査の促進により近代化が進められています。リビア新政府の下、これら近代化は、さらなる促進が期待されます。透明性の追求、内部統制の強化、小企業が新事業の着手あるいは事業拡大のための資金調達に利用できる機能的な証券市場の構築により、国際企業にとっても更なるビジネスチャンスが生まれることが見込まれます。

2012年、国内においてシャリアに準拠する金融サービスを導入するイスラム金融法が可決されました。リビア政府は、一般銀行にイスラム金融のための支店あるいは窓口を設けることを許可する、あるいは一般銀行がイスラム金融業務を導入することを許可するなど、イスラム金融のための選択肢を複数提案しました。2013年3月、リビア政府の中央銀行は、間もなく、リビア政府がイスラム

銀行に事業認可を発行する準備が整うことを明らかにしました。しかし、現段階では、まだそのような認可事例は確認されていません。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Clyde & Co LLP)